

○財務省告示第百九十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年五月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年六月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第百十一
回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率と
し、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）、価格
競争入札と同時に財務大臣が各
国債市

五
方募

入 価 入
札 格 札 格
発 競 発 競
行 争 行 争

ハ ロ

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場
入 場 も 加 、 た 格 国 定 特
札 特 の 者 財 後 格 債 市 め 別
発 別 に 者 務 に 競 争 市 る 参
行 一 加 よ と 務 行 争 入 札 特 の 加
「 と 行 行 発 行 札 行 一 一 行 者
い 第 行 行 行 札 札 札 一 一 行 行 者
う 二 行 行 行 札 札 札 一 一 行 行 行 行
。 非 一 下 一 国 債 市 場 特 別 行 行 行 行 行
。 非 一 下 一 国 債 市 場 特 別 行 行 行 行 行
。 非 一 下 一 国 債 市 場 特 別 行 行 行 行 行

六

イ

発

入 価
札 格
発 競
行 争

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競
発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競

た 条 特
利 第 別
付 一 会
国 項 計
債 の に
に 規 関
つ 定 す
い に る
て 基 法
、 づ 律
額 き 第
面 発 四
金 行 十
額 し 六

込 募 各 割 各 当 も 各
み 限 国 り 申 申 各
の 度 債 市 当 込 る の か 申
応 募 額 の 場 特 。 申 の 申
額 募 額 範 別 参 募 額 申 の 申
を 围 別 参 額 額 額 額 申 の 申
割 内 加 額 額 額 額 申 の 申
り にお 者 案 案 案 申 の 申
当 いて と の 申 申 申 の 申
て 各 の 申 申 申 申 申 の 申
。 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申

七 払込金額																																			
二					二																														
争入札	非格競	者第II	特参加	国債市場	争入札	非格競	者第I	特参加	国債市場	争入札	非格競	者第II	特参加	国債市場	争入札	非格競	者第I	特参加	国債市場																
				四 千 三 十 億 千 九 百 三 十 八 万 円				六 千 三 百 十 一 億 五 千 三 百 十	二 千 三 百 九 十 八 万 六 千 円	九 億 六 千 九 百 十 万 六 千 円	五 十 三 万 九 百 十 二 億 三 千 三 百				で 四 千 三 十 一 億 円	た 利 付 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 発 行 し	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六				で 二 千 三 百 三 十 二 億 円				た 利 付 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 発 行 し	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	で 九 億 七 千 万 円	た 利 付 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 発 行 し	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	で 二 兆 四 千 六 百 四 十 七 億 円	非 競 争 入	札 発 行

八 最 額 振 替 単 位
九 額 最 低 額 面 金

十 十 一 日
十 一 日

ロ

十 十 三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発 行 行
払 過 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市 行 入 札 格 競 争 行 行
込 利 発 競 Ⅱ 加 場 び 札 格 第 Ⅰ 加 場 ` 入 札 格 競 争 格 日
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 ` 入 札 格 競 争 格 日

五 万 円
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿
の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金
の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
す る 。
平 成 二 十 五 年 五 月 二 十 日
十 六 銭 以 上 の 所 ぞ れ の 応 募 価
十 八 銭 百 円 に つ き 九 十 九 円 九

(一) 年 ○ ・ 四 パ ー セ ン ト
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者

は、払込金額に追加、次の算
式により算出した金額を第
二十号に規定する期日に払
い込むものとする。
$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4}{100} \times \frac{61}{365}$$

十九	十八	十七	十六	十五
入札参加	払場所支	元利金支	償還金額	償還期限
後	第二期	第二期	第二期	第二期
子	以	子	以	子

十四
初期利子

財務大臣から通知を受けた者
 日本銀行
 額百円につき百円
 平成三十年三月二十日
 利子を支払う。六月間
 て、その日以、各支払
 を、支払日、各支払期
 毎年三月二十日及び九
 毎、支払日、各支払期

額面金額 $\times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$
 規定する期日について同
 規、次号及び第十六号に
 下、その翌営業日に支払
 は、その翌営業日に支払
 期、銀行休業日に当たる
 た金額を支払う。ただし、
 期とし、次の算式により
 平成二十五年九月二十日
 平成二十五年九月二十日
 額を控除することができる。

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるもの

を發行時に、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるもの
 についで、前記(一)の算式に
 より算出した金額から該金
 額に百分の二十・三・五を乗
 じた金額(ただし、一五を乗
 じた金額(一)の算式に
 を發行時において取得する者
 が非居住者又は外国法人であ
 る場合には、前記(一)の算式に
 より算出した金額に適用を受
 け、又は外国法人が適用を受
 ける所得税の税率を乗じた金
 額)を控除することができる。

二十

者

込期日

平成二十五年五月二十日